

労働保険の適用・申告・納付に係る主要手続、雇用保険の手続

1 継続事業（一括有期事業を含む）

必要なとき	様式	提出先	提出・届出期限	頁
適用事業に該当する事業を新たに開始するとき	保険関係成立届 (第1号)	所轄労働基準監督署長	保険関係の成立の日から10日以内	158
毎保険年度当初に当該年度分（年度途中で保険関係が成立した場合は成立の日からその保険年度の末日まで）の概算保険料を申告・納付するとき	概算・増加概算・確定 保険料申告書・納付書 (第6号 甲)	金融機関（日本銀行の本・支店、代理店、歳入代理店）又は郵便局、 所轄労働基準監督、所轄労働局、社会保険・労働保険徴収事務センター	・新規成立の場合 保険関係の成立の日から50日以内 ・継続事業の場合 毎年6月1日から7月10日まで	160
継続事業の事業主が2つ以上の事業について保険関係の一括を希望する場合、又は既に受けている一括の扱いの変更若しくは取消をしたいとき	継続事業一括認可・追加・取消申請書 (第5号)	指定を受けようとする事業場を管轄する労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由して所轄労働局長	その都度	162
保険関係が成立している事業について ① 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ② 事業の名称 ③ 事業が行われる場所 ④ 事業の種類に変更が生じたとき	名称・所在地等変更届 (第2号)	所轄労働基準監督署長 又は所轄公共職業安定所長	変更を生じた日の翌日から10日以内	164
確定精算の結果、保険料の超過額があり、その超過額の還付を希望する場合	労働保険料還付申請書 (第8号)	所轄労働局資金前途官吏	確定保険料申告書を提出する際	—
事業主が保険関係について行うべき事業の全部又は一部を代理人に処理させる場合、又は選任していた代理人を解任するとき	代理人選任・解任届 (第23号)	所轄労働基準監督署長 又は所轄公共職業安定所長	その都度	166
建設業又は立木伐採業の一括扱いされる有期事業を開始したとき	一括有期事業開始届 建設業（様式第3号甲） 立木の伐採事業 （様式第3号乙）	所轄労働基準監督署長	毎月、翌月の10日まで	168

2 有期事業（建設・土木・林業）

必要なとき	様式	提出先	提出・届出期日	頁
新たに有期事業を始めるとき	保険関係成立届 (第1号)	所轄労働基準監督署長	保険関係の成立の日から10日以内	—
新たに有期事業を開始し、当	概算・増加概算・確定	所轄労働基準監督、	保険関係の成立の日	

該全期間の概算保険料を申告・納付するとき	保険料申告書・納付書 (第6号 乙)	所轄労働局	から20日以内	—
有期事業が終了し、当該事業に係る確定保険料を申告・納付するとき	概算・増加概算・確定保険料申告書・納付書 (第6号 乙)	所轄労働基準監督署長、所轄労働局長、確定精算の結果、追加納付となる場合は金融機関(日本銀行の本・支店、代理店、歳入代理店)又は郵便局のいずれか	保険関係が消滅した日から50日以内	—
元請負人が行う有期事業に係る保険関係について、下請負人を事業主とする保険関係を成立させようとするとき	下請負人を事業主とする認可申請書 (第4号)	所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長	当該有期事業に係る保険関係成立の日から10日以内	—

3 特別加入の手続

必要なとき	様式	提出先	提出・届出期日	頁
(中小事業主) 労働保険事務組合に委託する中小事業主が労働者以外で事業に従事する者を含めて特別加入しようとするとき	特別加入申請書 (中小事業主等) (第34号の7)	所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長	その都度	—
(海外派遣者) 日本国内で行われる事業(有期事業を除く)から派遣されて海外の事業に従事する労働者ほか	特別加入申請書 (海外派遣者) (第34号の11)	所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長	その都度	—

*このほか、一人親方等に該当する場合には、特別加入できます。

4 雇用保険の手続

必要なとき	様式	提出先	提出・届出期限	頁
新たに事業所を設置したとき 又は事業所を増設したとき	雇用保険適用事業所設置届 (帳票種別11001)	所轄公共職業安定所長	新たに設置した日の翌日から10日以内	170
事業所を廃止したとき	雇用保険適用事業所廃止届(帳票種別11002)	所轄公共職業安定所長	廃止の翌日から10日以内	—
事業主の氏名又は住所を変更したとき、又は事業所の名称等を変更したとき	雇用保険事業主事業所各種変更届 (帳票種別11003)	所轄公共職業安定所長	変更日の翌日から10日以内	—
労働者を雇入れたとき	雇用保険被保険者資格取得届 (第2号)	所轄公共職業安定所長	被保険者となった日の属する月の翌月10日まで	173
被保険者が離職したとき	雇用保険被保険者資格喪失届(第4号)	所轄公共職業安定所長	被保険者でなくなった事実のあった翌日から10日以内	—